

医療安全対策について

当院は厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合しているものとして医療安全対策加算の届出を行っております。また、医療安全管理者を配置しております。

I 医療安全対策の推進

- ・ 医療安全委員会の設置
- ・ 医療安全管理者の配置
- ・ 医療安全部門会の設置
- ・ 相談窓口の設置

II 医療安全管理者等による相談及び支援の実施

III 医療安全管理者が行う活動

- ・ 医療安全管理部門の業務に関する企画立案及び評価
- ・ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進
- ・ 各部門における医療事故防止担当者への支援
- ・ 医療安全対策に係る体制確保のための各部門との調整
- ・ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修の企画及び実施
- ・ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制の支援